

# 兵庫県公報

令和2年2月6日 木曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 教育委員会公告            | ページ |
| ○ 退職手当支給制限処分 ..... | 1   |

## 教育委員会公告

### 退職手当支給制限処分

公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の全部を支給しない。

退職をした者の氏名 北村 教雄

退職時の所属 小野市立小野中学校

退職年月日 令和2年2月6日

支給制限処分の理由 地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒免職処分を受けて退職したため

教示 この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に兵庫県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に兵庫県を被告として（被告を代表する者は兵庫県教育委員会）提起することができる（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない）。

令和2年2月6日

兵庫県教育委員会